○村上智行委員長　以上で、説明を終了いたします。

これより質疑を行います。

質疑は、答弁時間を含めて、二ページのとおりの質疑時間の範囲内で行うこととといたします。

また、関連質疑については、同一会派内で会派の質疑時間の範囲内で認めることにいたします。

なお、質疑は中央の質疑者席で行うこととし、次の質疑者は、待機席でお待ち願います。

ただいまから、自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて六十分です。佐々木喜藏委員。

○佐々木喜藏委員　令和五年の一般質問以来、三年ぶりになりますが、令和九年度予算調製方針について、質疑、質問を行わせていただきます。久しぶりなので、多少の脱線がありましても、どうか御容赦のほどお願いいたします。

まず、財政についてお尋ねいたします。

宮城県の財政状況は、十五年前の震災を経験したにもかかわらず、いや、経験したからこそというべきか、日本の中央集権的な財政運営体制の中で、極めて良好な状況を築いていると言えるのではないでしょうか。平成七年に発生した阪神淡路大震災の教訓もあり、今回の復興については、ほぼ国費でインフラ整備がなされ、兵庫県のように後年度負担に苦しむことはありませんでした。しかし、その分を国民の皆さんに負担していただいていることを忘れてはならないと思っております。更に、景気動向指数が示す景気拡大傾向は、七十三か月の拡大を続けたいざなみ景気を超え、戦後最長と言われており、国の税収も八十兆円を超える過去最高水準に達しております。この拡大局面は今後しばらく続くと見込まれており、財政環境の好転を見て、政府は、臨時財政対策債の発行を令和七年度に引き続きゼロにすると表明しております。以上を踏まえながら、宮城県の財政運営についてお尋ねいたします。決算特別委員会総括質疑で、村上智行委員が詳しく議論しておりましたので、私は視点を変えて質問させていただきます。交付税の不足分を補う目的の臨時財政対策債の発行を取りやめることとなりましたが、国は臨時財政対策債に代わる財源の手当てを交付税で担保してくれているのでしょうか。

○中谷明博総務部長　臨時財政対策債は、平成十三年度に、国と地方の責任分担の明確化や財政の一層の透明化を図るため、地方交付税の法定率分を充当しても不足する地方財源について、国と地方が折半する際の地方負担分を補填する措置として設けられたものでございます。近年では、国税法定率分と地方税収の増収によりまして、折半対象財源不足額がほぼ存在しない状態が継続しておりまして、八月に公表されました概算要求時の令和九年度地方財政収支の仮試算においても、これまで地方の財源不足を補っておりました臨時財政対策債は、昨年度から三年連続で発行額がゼロと見込まれております。地方の一般財源総額が適切に確保されておりまして、その上で、特例的な債務である臨時財政対策債の発行がゼロとなっているという状況でございまして、これまで借入れにより調達していた資金が普通交付税として交付されますので、現在の状況は健全な姿であり、歓迎すべきものと考えております。また、最近では、臨時財政対策債償還基金費といたしまして、普通交付税の追加交付も行われたところでございまして、これまで累積してまいりました臨時財政対策債の残高の縮減や、地方の将来負担の軽減に向けた国の姿勢を示しているものと受け止めております。

○佐々木喜藏委員　国全体の傾向としては、今部長がおっしゃったようなところでございますが、我が宮城県において、特にどうなのかということでございますけれども、今まで臨時財政対策債の例年の平均発行額と、発行がゼロになった昨年、令和七年度交付税額との相関関係、要するに臨時財政対策債がなくなった分、交付税は確実に増えたのかというところを確認したいです。また、これからの予想というのはどう認識しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○中谷明博総務部長　今年度の当初予算におきましても、臨時財政対策債がなくなりました代わりの交付税については、増額して交付されている状況でございますので、全体として必要な一般財源総額は確保されているものと認識しております。

○佐々木喜藏委員　臨時財政対策債の部分は交付税としてしっかりと数字的にも確保しているということでございますが、今までもそうだったのですけれども、これまでずっと積み上がってきた臨時財政対策債を返済するための償還の財源というのは、交付税にしっかり算入されているのか、それとも別枠なのか、実際どうなのか、その辺についてはいかがですか。

○中谷明博総務部長　我が県では、平成十三年度に臨時財政対策債の制度が創設されて以降、これまでに約九千三百億円の臨時財政対策債を発行してきたところでございます。このうち、現在まで約四千百億円を返済しまして、また、現在約四百億円を将来の返済に向けて県債管理基金に積立てているという状況でございます。臨時財政対策債の償還に要する経費につきましては、制度上、後年度の地方交付税の算定において、しっかり基準財政需要額に算入される仕組みとなっておりまして、現在国で必要な財源を措置いただいているものと認識しております。

○佐々木喜藏委員　次に、これまでの臨時財政対策債の発行については、いろんなパターンがあったのですけれども、中でも、公的資金としては結構利率の低い有利な債券が発行されてきました。臨時財政対策債の発行をやめた後、こういう有利な公的資金の供給というものは望めるものなのでしょうか。いかがですか。

○中谷明博総務部長　今御紹介いただきました、国の財政融資資金、また地方公共団体金融機構資金などでございますが、こうした借入れにつきましては、銀行等から借入れます、いわゆる民間資金からの借入れに比べますと、低利で調達ができるということで、積極的に活用を図るべきものと考えております。しかしながら一方で、国において作成いたします地方債計画というものがございまして、この中で、公的資金の金額というのが毎年示されております。我が県が希望する額、例えば我が県が発行する地方債について全て公的資金でというようなことについては、なかなか実態として困難な状況にありますことから、市場公募債、それから銀行等引受債などを組み合わせた多様な手法によりまして、必要な資金の調達を行っているところでございます。我が県において、公的資金につきましては、臨時財政対策債に加えまして、災害の復旧事業、それから公営事業における借入れにも、これまで活用してきたところでございます。臨時財政対策債は昨年度は発行されなかったわけでございますけれども、その発行がなかった昨年度におきましても、災害復旧事業等に公的資金が十七億円活用できているという現状がございます。臨時財政対策債の発行が終了しましても、金利面で有利であります公的資金につきましては、引き続き、こうした事業に可能な限り活用していくということで、国にもしっかり要望してまいりたいと考えております。

○佐々木喜藏委員　大体臨時財政対策債に対しましては、大まかなところ、将来性も含

めて構想ができていると理解しておりますけれども、これまでたまってきた臨時財政対策債がゼロになるまで、要するに支払いが終わるまでは、国のしっかりした体制を確保しなければならないわけですが、一応、期間的にはどれぐらい見込んでいるというか、国ではどういうふうな考えを持っているのか、お聞かせください。

○中谷明博総務部長　臨時財政対策債償還期間でございますけれども、国において定めております、地方債同意等基準におきまして、最長三十年と定められておりまして、交付税の措置上も三十年間にわたりまして、基準財政需要額に算入されるという仕組みになっております。そのため、県の財政負担を平準化しますために、国からの交付税措置期間と歩調を合わせまして、借換えも活用しながら、最大で我々も三十年間で償還することを基本と考えております。ついては、臨時財政対策債につきましては、昨年度は発行を行っておりませんので、最後に発行したのが令和六年度となります。そこから三十年後の令和三十六年度に償還が完了するということになりますけれども、金利上昇局面におきましては、借換えによります金利上昇リスクを回避するため、例えば借換えを取りやめたり、将来の利子負担の軽減を図るということも選択肢として考えられますことから、今後の金利の動向あるいは財政状況も踏まえながら、計画的に償還を進めていきたいと考えております。

○佐々木喜藏委員　今、部長は償還に三十年で、昨年から三十年というお話でしたが、臨時財政対策債に関する債券の発行状況を見ると、昨年度出したやつで、二十年というものがあるのですけれども、その三十年というのはどういう数字なのか。

○中谷明博総務部長　例えば、三十年で償還するということで、銀行等から借りようとしましても、なかなかこの三十年という長期の期間で貸してくれというのは難しい面もございまして、実際の運用としては、例えば十年あるいは二十年で借りまして、十年後に全額償還を一旦はするのですが、そのうち、例えば三分の二を再度借り換えると。それからまた十年後に残りの二分の一を借り換えて、更に十年ということで、全体から見ると三十年で、階段状に減っていくというような運用をしていることから、委員のお手元の資料には、三十年ではなくて、十年とか二十年という数字が並んでいると考えております。

○佐々木喜藏委員　了解はいたしましたが、国の財政状況が変わると、また何が起きる

か分からないということで、この辺は慎重に、そして国の傾向、状況をしっかり把握しながら対応していただきたいと思います。

それから、世界的に金利の上昇傾向にあるわけですけれども、県債の金利も令和四年頃からはっきりと上昇の傾向があります。これからは金利負担についても対策を考えていかなければならないと思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○中谷明博総務部長　御指摘のありましたとおり、県債の発行金利は上昇傾向にございまして、例えば十年債の金利は、令和三年度は〇・一％から〇・二％程度でございましたけれども、直近では三％を超える水準で推移しております。また、令和七年度の利子の支払い額は五十四億円となっておりまして、その前年度の令和六年度と比較しますと、八億円増加しているという状況にございます。過去の低金利局面において固定金利で発行した県債が、順次新しい金利に置き換わっていきますため、直近の財政収支が急激に悪化するというものではございませんが、先ほども御説明しました借換債などの発行を通じまして、今後五年から十年程度かけまして、利払い費の負担が増加し、財政運営上の制約が強まるものと考えております。そのため、例えば交付税措置のない県債の発行を極力抑えるとともに、県債の借入れに当たりましては、金利が日々上昇しておりますので、なるべく早い時期に借り入れるということ。また、より低利率での資金調達が可能となります公的資金、それから最近では、ＥＳＧ債といったものもございますので、そうした金利負担を抑える取組を講じまして、調達コストの低減と安定的な資金調達を行ってまいりたいと考えております。

○佐々木喜藏委員　国の政策として、令和八年度は単年度の措置とはいえ、地域未来基金費と臨時財政対策償還基金費が創設されております。これらは交付税算出の計算式と別枠で算出されるものではないかと考えているのですけれども、私はこういう新しい国の政策を積極的に活用すべきであると思っております。更に、これから二年間の消費税減税による地方財政への影響というものも注視していかなければならないと思いますけれども、政府はこれを特例交付金で措置すると言っております。しかし、これまでの経験から言って、国の言っていることは本当に大丈夫かという不安なところは非常にあるわけです。特例交付金で措置すると言ってはおりますけれども、県として計数管理をしっかり確認するとともに、国への要望をしっかりと続けていただきたいとお願いしたい

と思います。また、マクロ的に景気拡大局面が続いているとはいえ、国民の間ではその実感はまだ乏しく感じております。賃金上昇が物価高に追いついておらず、実質可処分所得が低下している現状は、国や自治体の財政が好転していると喜んでばかりはいられないと思っております。県の財政運営基本方針に示されているように、県民一人一人が幸福を実感できるように、更に御尽力をお願いしたいと思います。

次に、大綱二点目の上工下水道みやぎ型管理運営方式についてお尋ねいたします。

現在進行中のみやぎ型管理運営方式は、絶え間ない検証と改善により、順調に運営していると私は理解しておりますが、当局の判断はいかがなものでしょうか。

○千葉衛公営企業管理者　みやぎ型管理運営方式は、これまでどおり県が水道事業者としての最終責任を担い、浄水場等の水道施設の運営を二十年間民間事業者に任せる官民連携事業であり、民間の力を最大限活用しながら、約三百三十七億円のコスト削減を実現し、料金の上昇抑制や経営基盤の強化など、持続可能な水道経営を図ることを目的としたものでございます。本方式の導入に当たりましては、運営権者のセルフモニタリングに加え、県のモニタリング、更には、外部有識者等で構成される宮城県企業局経営審査委員会による三段階のモニタリングを構築し、水質管理や経営状況等について複層的な監視を実施しており、特に県のモニタリングにおきましては、朝夕のミーティングや月例報告会において、必要に応じて改善措置を指示しているところでございます。導入から四年が経過しましたが、県では、受水市町村からの導入効果を少しでも早く料金に反映してほしいとの要望を踏まえ、令和六年度に水道料金の引下げを行っております。運営権者におきましては、県からの指示事項に対する改善措置を速やかに講じるとともに、近年の気候変動に伴う水質悪化にも適切に対応し、厳しい水質基準を遵守しながら、これまでと変わらず安全・安心な水の供給、安定的な汚水の処理が行われております。また、各事業を一体的に監視制御する統合型広域監視制御システムの導入など、ＤＸ推進による業務の効率化や災害時の迅速な対応が図られているほか、維持管理を担う地域人材の積極的な雇用による地域経済への貢献など、着実に事業効果が現れております。こうした運営権者の毎年の運営状況等については、経営審査委員会に報告し、いずれも妥当であるとの答申をいただいており、県といたしましては、順調に進められているものと認識しております。

○佐々木喜藏委員　そもそも、このみやぎ型管理運営方式は、公設公営による生活の一番安全・安心な部分の継続的な事業展開ということを狙ったわけですが、公設公営ではなかなか厳しい先行きの見通しがあるという中で、民間の知恵を借りながら、持続的な事業展開を図ってきたわけです。管理者がおっしゃったように、知見が十分蓄積されたわけではないと思いますけれども、今の傾向では、いい方向に向かっているということでございます。県内では、このみやぎ型管理運営方式の対象外となっている下水道事業があと三つあるわけですけれども、今の段階でどの程度か分かりませんが、将来これらの地域に広げていくことについては、どのようにお考えでしょうか。

○千葉衛公営企業管理者　委員が御指摘のとおり、県北の東部三流域につきましては、スケールメリットという点で、事前に企業からヒアリングした中では、なかなか難しいということがありまして、現在指定管理者制度で行ってございます。我々も、もちろん県全体の上工下水は、将来に向けてしっかり安定的経営を図っていくことが重要でございますので、東部三流域につきましては、経営改善に向けた取組を大きく三つ行ってございます。一つは、企業版ふるさと納税を活用しながら、太陽光発電を導入して、災害時の対応や電気提供の圧縮などに努めているということ。あと水処理方式を変更いたしまして、ちょうど今年度から工事を進めてございますが、それによって全体のかかるコストを下げていくと。県北は、六市町と共同事業で汚泥の肥料化を今年度から開始して――それはコスト削減もありますし、CO_2の削減にも寄与するということで進めてございます。もう一つは、いわゆる、将来に向けてどういうふうに経営していくかというのは非常に大事でございますので、今のいわゆる指定管理者制度を続けるのがいいのか、それとも、例えば官民連携の中でも、ウオーターＰＰＰ、レベル三・五と言われる、そういったものを導入したほうがいいのか。あとはもちろん、みやぎ型管理運営方式を将来的に拡大することが可能かどうかも含めて、今年度からどういった経営の在り方がいいのかというのを、事務所と県庁も含めて検討を開始したところでございますので、しっかりと将来を見据えて、持続可能な経営が図れるよう検討してまいりたいと考えております。

○佐々木喜藏委員　安全・安心な水が県民にとって一番大事なものでございますので、安全・安心を確保しながら、経営が効率的に、そして持続的にできるように、ぜひとも

頑張っていただければと思います。

最後になりますが、水素の利活用に関する新産業創造といいますか、私が勝手に考えているのですけれども、その辺についてお尋ねいたします。

水素の利活用については、世界中で様々な研究が行われておりますが、一番のネックは、水素の製造、供給についてコストダウンが難しいという点があります。最近、日本の大学研究の中で、画期的とも言える新しい水素製造の方法が注目を集めております。静岡大学、芝浦工業大学などが中心となり、実用化に向けた研究が進められているフェムト秒レーザーによる海水からの直接水素製造技術と呼ばれるものでございます。この技術が注目されているのは、海水から直接水素を取り出すときに障害となっていた有毒な塩素ガスの発生、電気分解するときの電極の腐食などの問題を解決し、これまで不可能と思われていた海水から直接水素を発生させるという壁があったわけですけれども、それを破って産業化できるレベルまで技術が向上しているという点でございます。水素利活用について東北で最も早く実証実験に取り組んできた宮城県としては、このような新しい画期的な技術について、更に調査、研究し、実現できる環境を模索する必要があると思いますが、当局の姿勢としてはいかがでしょうか。

○村井嘉浩知事　我が県は、東日本大震災の経験等を踏まえまして、災害対応力の強化と自立・分散型エネルギーの重要性を再認識し、東北地方で先駆けて、官民協働による水素ステーションの整備を行い、ＦＣＶやＦＣ商用車の導入を積極的に進めてきたほか、交通事業者による実証事業への支援等を通じ、水素の導入促進に取り組んでまいりました。御指摘のとおり、水素の更なる普及に向けては、ステーション建設に伴う多額の初期投資をはじめ、製造、供給コストなどの採算性が課題として挙げられている中、大学や研究機関等において進められております、コスト低減等に関する先進的な技術開発は、国内における本格的な水素社会の実現に向けた重要な取組であると認識しております。

このような中、海水を直接利用した水素製造技術については、海水資源に恵まれている我が県にとっても、将来的な可能性を有し、水素の安定供給や新しい産業振興につながる技術の一つであると考えております。現在、大学や研究機関等で実証段階にある先進的な水素製造技術については、実用化や産業化に向け、技術面も含めた様々な課題の検証が進められておりまして、こうした革新的な技術が社会実装されれば、経済波及効果

が期待できることから、県としては技術の動向を注視するとともに、更なる需要喚起や利活用に向けた取組を通じ、水素利活用の普及促進に貢献してまいりたいと考えております。

○佐々木喜藏委員　新しい事業を起こすには、ヒト・モノ・カネが必要になるわけですけれども、構想がしっかりしていれば、先ほど財政対策のところで述べた、政府が新に創設した地域未来基金費、こういうものを宮城県の目的をしっかりと精査して、そして活用できる内容なのかを確認し、いち早く国に対して提案し、導入することが肝要だと思っております。国は地方自治体に何を求めているのか、その意図をいち早くキャッチする姿勢は、非常に大事なのではないかと思っておりますので、これからもぜひ国の政策としっかりリンクした形で、県の政策を進めていただきたいと思います。

以上でバトンタッチさせていただきます。ありがとうございました。